

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設				
税 目	登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>H23 年の P F I 法※改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。</p> <p>改正 P F I 法上、公共施設等運営権は、物権とみなされ、その設定や抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされている。</p> <p>その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、公共施設等運営権を活用した事業の円滑な施行、事業者負担の軽減のため、当該登録免許税の軽減措置を要望するもの。</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</p> <table border="1" data-bbox="874 936 1487 1028"> <tr> <td data-bbox="874 936 1219 1028">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1219 936 1487 1028">－ 百万円 (ー 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (ー 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (ー 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「P F I 制度にコンセッション方式（公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権（事業運営・開発に関する権利）を長期間にわたって民間に付与する方式。）を導入し、既存の法制度（いわゆる公物管理法）の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、P F I 制度の拡充を 2011 年に行う。これにより、P F I 事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から 2009 年末までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の 2 倍以上）の拡大を目指す」こととされた。</p> <p>さらに、日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「2010～20 年の P F I 事業規模：少なくとも約 10 兆円以上」が掲げられた。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置により、公共施設等運営権を活用した P F I 事業を促進し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことが可能となり、公共施設等運営権を活用した P F I 事業が促進されることから、本軽減措置が必要。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効率的に推進する に包含
		政策の達成目標	【日本再生戦略】 2010～20年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上
		租税特別措置の適用又は延長期間	無期限
		同上の期間中の達成目標	2010～20年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上
		政策目標の達成状況	99年末～09年末（11年間）のPFI事業規模（累計）は約4.7兆円と見込まれる。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成25年度において数件程度の適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たに創設された公共施設等運営権に係る登録免許税が軽減されることで、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことが可能になり、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	公共施設等運営権の償却可能化（措置済み）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実にを行うため、PFI法改正によって新たに導入された公共施設等運営事業をはじめとする先進的なPPP（官民連携）／PFI事業に係る具体的な案件の形成等を推進する。また、東日本大震災による被災地の復興における官民連携手法の活用を促進する。 (平成24年度予算額768百万円)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。

		要望の措置の妥当性	新たに創設された公共施設等運営権によるPFI事業を行う事業者は、その設定等のための初期投資費用を軽減することができ、運営権によるPFI事業を促進し、事業者による安定した公共施設等の運営等のために的確かつ適切。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—